〇町田義昭議長 休憩前に復し、午前に引き続き 会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

蒲生吉夫議員の質問

〇町田義昭議長 順位3番、議席番号17番、蒲生 吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

〇17番 蒲生吉夫議員 通告しております3件 について、順次質問をいたしたいと思います。

最初に、規則の変更は議決事項でないが、議 会に報告すべきではないかという件についてで ありますけども、この件は、6月定例会予算総 括質疑において、保育料納入保証書、連帯保証 人の件についてという項目で質問をし、「見直 しを含めて検討します」と答弁されておりまし て、ようやく8月20日の厚生常任委員会協議会 において、議案第74号として指定管理者制度導 入のための提案をしております長井市児童セン ター設置条例の一部を改正する条例の制定につ いてで、「規則の改定も伴いますので、そのと きに変更する」とのことでありました。この設 置条例の施行規則に関してはこの手続で正解だ と思いますが、議決を要しない問題のある規則 ができたことにより連帯保証人をつけろとなっ ているわけで、いまだに探せなくて困っている 市民がいるわけですので、早く連絡してほしい 旨を伝えたのですが、条例の議決をしてからと いうことでありました。

しかし、そういう問題ではありません。なぜなら、連帯保証人の問題は、長井市児童センター設置条例施行規則第6条、第7条と別記様式第5号、児童センター使用料等納入保証書だけでなく、長井市保育の実施に関する条例施行規

則の第6条、第7条、別記様式第6号、保育料納入保証書、そのほかに長井市学童クラブ管理運営に関する規則第9条、第10条と別記様式第6号、学童クラブ負担金納入保証書というように、同様の条項があるからであります。もちろんこの2つの規則も含めて改正すると思うのですが、なお確認をしたいと思います。

この関係で、「児童センター 連帯保証人」とネットで検索しますと、トップページに長井市児童センターと長井市学童クラブが出てくるほど、不名誉なことで注目されているということだと考えられます。こういった規則を定めるときの現在の長井市のルール的には、法令等審査会に諮らないで、各課から上げられたものを市長が決裁するのでありましょうか。どのような手続を経て、このような規則の改定となったのかをお聞かせ願いたいと思います。

この件で、6月定例市議会予算委員会で、私 の質疑の様子が録画中継になっているのを見て、 電話をくれた人がいます。「以前から問題のあ る規則だとして指摘しているが、直そうとしな い。どこも連帯保証人を書くなどというところ は見当たらない」。こういうことも含めまして、 電話も少し長くなりましたが、さまざまな角度 から指摘いただきました。税金の滞納とは違い、 児童福祉法との関連も考慮しなければなりませ んし、保育料、児童センター使用料などの滞納 対策とはまた別の視点からしっかりとした検討 が必要だと思います。単に規則を変更するとい っても、執行できない規則を定めるなどといっ たことは、市長の政治姿勢が問われる問題でも ありますので、しっかりしたルールに基づく検 討が必要だと思います。今後、どのような手だ てをするおつもりかをお答え願いたいと思いま す。

2つ目に、市宝の管理について、笹野観音堂図面に関連して。

ご承知のとおり、長井市文化財保護条例に基

-46-

づく長井市文化財調査会が設置されておりまして、多くの、ちょっと市長、私が発言してるんで静かに。長井市文化財調査会が設置されておりまして、多くの市指定文化財、市宝などの保存、活用に尽力いただいていることに感謝をいたします。

その市宝と指定された中に、笹野観音堂図面 があります。長井市市宝の指定によると、長井 市文化財保護条例(昭和38年長井市条例第17 号) 第4条第1項の規定により、昭和48年5月 22日付をもって、長井市市宝として典籍の部、 笹野観音堂図面1軸、所有者、渋谷嘉蔵、長井 市寺泉4041となっています。渋谷嘉蔵さんに7 年前ほどだと思いますが、「見たことあるか」 と言われまして、「いや」と言ったところ、か つてもみ倉に使っていた建物に行き、掛け軸に かいてあった図面を見せていただきました。同 時に、「これは市宝に指定されていないのだけ れど」と言って、戸をあけて、すぐ左側にかけ てあった、墨と朱でかかれた板図も見せていた だきました。そのとき、市宝に指定されていな い板図をどうしたらよいか相談されましたので、 当時の長井市の担当課長に話ししたところ、何 の答えもなかったように思います。

そこで、私は笹野観音堂のある米沢市の同僚の市議会議員を介して、米沢市教育委員会文化課長、村野さんと主査の手塚さんと話をさせていただきました。そのときは、笹野観音堂が米沢市として文化財などにも指定していないので、板図をどのようにできるか検討させてくださいといったことだったと思います。

しかし、時が過ぎ、時が過ぎというのは途中 省略しますが、ことし7月に笹野観音創建1200 年祭が行われ、ゆかりの文化財展に設計図が展 示されていると聞きましたので、7月18日土曜 日に行ってきました。長井市の市宝にしている 笹野観音堂図面、市宝にしていないと考えてい た板図、4間半ほどの尺杖、そのほか、棟梁の 使った道具も一緒に長命山高徳院笹野寺の方に 展示してありました。ほとんど見終え、帰ろう かと思ったときに、住職と思われる方が来られ まして話を聞くことができました。

言葉は同じではありませんが、一つには、長井市で市宝にしている掛け軸にかいてある設計図は、案を練っている段階の略図と考えられるのでないか。実際に制作図となった設計図は板図の方で、本堂の部分の柱は4本、4間分、掛け軸の図面は3間でかかれている。両方とも貴重なものだと思う。

2つには、長井市として、板図も市宝にした ようだ。どうせするなら、尺杖も含めて全部し てもよいくらいのものでないか。

3つには、何よりも当市の渋谷嘉蔵宅に大事に保管されていることがすごいことだなどの話を聞いて、自分のことのようにうれしくなりましたが、板図も市宝にしたようだということを米沢から聞いてきたというのも問題がありそうです。この関係を教育委員会としてどのように取り扱ったか、疑問に残るところでありますので、その経過についてお聞かせ願いたいと思います。

また、市宝の指定について、規則で定めていることもあり、所管の総務・文教常任委員会にも報告がされなかったのか、例規集の加除もしなかったのかなどについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、個人所有の市宝の管理についてであります。今回は、笹野観音堂の部分についてだけ取り上げますが、全体について検討すべきと考えております。さきに述べた板図については、常に光が入るところであれば、墨のところよりも朱色の線が薄くなりそうです。また、掛け軸にかかれた図面も、裏打ちと呼ぶかどうかわかりませんが、朽ちかけているものを修復の必要があると思います。入れている箱もそれなりのものかどうかわかりません。4間半の尺杖も保

-4 7 **-**

管するには大変なことです。風雨、湿気にさらされ反ってしまったら、惜しいと思いますし、所有者と向き合って一番よい条件のもとで保管できることが望まれます。やれることをしっかりとやっていくことが、文化行政に求められるのではないでしょうか。

この項の最後に、市宝として指定されております文化財について、時間の経過とともに所有者や住所の変更がありますが、変わったところは速やかに変更する必要があると思います。所有者が神社や寺院の団体名になっているところはほとんど変わらないわけですが、個人所有の場合、世代交代したとしても、指定したときの名前にしてあるのか、将来的にもそうするのか、承知していませんが、全体的に整理を要するのではないかと考えられます。見解をいただきたいと思います。

3番目に、2件の指定管理者制度の導入についてお伺いいたします。

最初に、児童センターの使用料徴収は、指定 管理者の業務なのではないかという件について お聞きいたします。

6月定例議会の答弁のとおり、素案をとった 長井市保育計画が8月の協議会において提示されましたが、変わったところは、保育施設の再編整備計画の伊佐沢児童センターを平成20年度統廃合としていたものを指定管理者制度導入としたこと、また、将来の児童センターの運営に向けての中で、認定こども園に向けた課題が追加されたことが主なもので、ほかは素案とほとんど変わらない状況だということであります。結果からいえば、素案を私たちに提示する前に、あと少しだけ検討を深めれば今回の計画になったと感じております。

そこで、最初に児童センターの使用料徴収は 指定管理者の業務ではないのかという件につい て、お伺いいたします。

条例改正案では、指定管理者による管理第6

条には、指定管理者が行う業務として(1)児 童センターの設置の目的を達成するために必要 な業務の実施に関する業務、(2)児童センタ 一の施設及び設備の維持に関する業務、(3) ほか市長が特に認める業務の3つでありますが、 施設使用料として徴収する3歳児以上1万 3,000円と2歳児1万6,000円、それにおやつ代 2,000円についてはこれまで同様に市が徴収す るとして、指定管理者は第9条でいう延長使用 料金だけ月額1,500円上限を徴収するとなって いますが、私の認識では特定管理者は施設使用 料を事業者の収入として充てることができるし、 市はその不足分を上乗せして契約するという方 式を市がこれまでとってきた指定管理者制度の 導入だと認識しております。ここが指定管理者 制度導入の最大の特徴だと言えます。そうでな いこのたびの計画内容は一部業務の委託であっ て、指定管理者の名前を使うだけのようにも考 えられます。なぜ施設使用料徴収業務を外すの か、ほとんど理解ができません。わかりやすく ご説明をお願いいたしたいと思います。

それ以外には2名の議員が通告しております し、私は所管する委員会でもありますので、付 託された議案審議の中で吟味したいと考えてお ります。

2番目に、勤労センターへの指定管理者制度 導入に当たり事務処理機能は問題ないか、この 件についてお伺いいたします。

このたびの指定管理者へ委任する事業計画は、 22年度以降、勤労青少年ホーム・体育館・テニスコートの3施設をとのことでありますが、常任委員会に付託されている議案でもありますので、私からは要点を絞ってお聞きしたいと思います。

資料によりますと、指定管理者に指定する方法は非公募とし、候補団体に、現在地域職業訓練センター運営委託契約を締結している職業訓練法人長井職業訓練協会に委託する予定として

-48-

いますが、言っている意味は、現在も長井職業 訓練協会のほとんどの業務の委託を受けている のが地域職業訓練センターであって、指定管理 を委任しようとしている団体は、長井職業訓練 協会だが、実務の全部を地域職業訓練センター が行うという理解になると考えられ、こういう のを言葉では「丸投げ」と呼ぶのでないでしょ うか。こういう指定管理業務に委任する方法を 了とするかどうか疑問のあるところだと思いま すので、見解をお聞かせ願いたいと思います。

さらに今言った関係から考えた場合、具体的な事務処理の人的体制はどのようになるのでありましょうか、お聞かせを願いまして壇上からの質問といたしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

- 〇町田義昭議長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** 蒲生吉夫議員のご質問にお答え いたします。

まず最初1点目の規則の変更は議決事項ではないが、議会に報告すべきという点でございます。(1)の法令等審査会にも諮る必要があるのではないかという点でございますが、法令等審査会では、原則として新規に制定する条例及び新規の条例に付随する施行規則をあわせて審査してまいりました。今後は、引用条文等の変更や改正の内容が軽易なものを除いて、重要と思われるものなどについては審査会にも諮ってまいりたいというふうに考えております。

規則の変更については、今回ですね、滞納者をこれ以上ふやさないために規則をつくったということでございますけども、今回のような行き過ぎた連帯保証人のあり方については率直に反省しなきゃいけないなというふうに思っておりますが、今後は庁内で総合的に検討できるような規則といえどもシステムづくりを行ってまいりたいというふうに思います。また、議会に対しても、規則であっても重要と考えられる案件に対しては常任委員会協議会等で説明報

告させていただきたいと。さらにはそのほか求めがあった場合には説明報告をさせていただきたいというふうに思います。

(2) の保育料、児童センター使用料などの 連帯保証人に関してということにつきましては、 福祉事務所長の方で答弁いたさせます。

次に、私の方の答弁として3点目の2件の指 定管理者制度の導入についてということについ て、お答え申し上げます。

(1) の児童センターの使用料の徴収は指定 管理者の業務と思うがどうかということでござ いますが、使用料につきましては地方自治法施 行令の第158条に基づき徴収事務を私人に委託 することができることとなっております。しか しながら、児童センター使用料につきましては 毎年2%ないし3%程度の滞納がございまして、 督促、滞納処分等の対応が必要になると見込ま れ、地方自治法第231条の3の規定において、 納期限まで納付しない者があるときは普通地方 公共団体の長は期限を指定してこれを督促しな ければならないとあることから、指定管理者が 収納状況を管理し、滞納処分等の対応をとるこ とが難しく効率的な事務執行ができないと考え られることから、市で徴収することとしたもの でございます。なお、利用料金制度の採用でご ざいますけども、施設の利用料金を指定管理者 の収入とすることにより自主的な経営努力が発 揮しやすく、また利用料金の会計事務の効率化 を図ることができる場合に導入を検討すべきと 考えております。

長井市の児童センター業務は本来の自由来館型の児童館の設置目的とは異なり、保育機能を持った児童福祉施設と言えると思います。そのような中、使用料は保育サービスの受託の対価として月額の料金設定をさせていただいており、基本開館時間内の保育について長井市で定めた保育指針に基づき保育業務が実施されるもので、直営、指定管理の導入の有無にかかわらず同一

+

料金であるべきでございまして、利用料金制度はなじまないと考えております。また、朝7時半から朝8時半、8時30分ですね、夕方5時から7時までの延長保育については、指定管理者制度導入により利用希望者に限定してサービスの提供を予定していることから利用料金制度を採用し、指定管理者の収入として会計事務が行えるよう今回条例改正案を提出しております。

指定管理者制度導入で何か大きな効果が得られるかということでございますが、今回指定管理者制度導入により保護者から要望の多かった2歳児保育や延長保育などの新たなサービスの提供が可能となり、保育サービスの充実が図れると考えております。また、長期的に見ても経費の節減が可能であり、効率的な財政運営が図れると考えております。

また、徴収業務を行わないでも指定管理者制度の導入を行わなければならない理由、なぜ業務委託ではいけないのかということですが、行財政改革推進計画2006~集中改革プラン~の中で指定管理者の活用を含む民間委託等の推進として児童センターの運営業務が挙げられておりまして、その計画に沿って実行するものです。あわせて保育士の採用を行ってないことから現行の保育士での直営での運営が困難であること、また、長井市の指定管理者制度に係る基本方針にも示しておりますが、施設全般の管理に及ぶような包括的な業務委託を締結することは、法の趣旨から適当でないと解釈してるところでございます。

次に、勤労センターなどへの指定管理者制度 の導入に当たり事務処理機能に問題はないかと いうことでございますが、現在の勤労センター の職員体制は市職員1名と週36時間勤務の定時 補助職員1名、午後から勤務する指導員2名が 交代で1名勤務するという3.0人体制になって おります。指定管理者制度に移行後は嘱託の勤 労センター所長兼勤労者青少年ホーム館長、こ れが0.5名、週40時間勤務職員が2名、指導員 2名が交代で勤務する3.5名体制を想定してお りますので、事務処理機能の低下にはならない というふうに考えております。

以上でございます。

- 〇町田義昭議長 大滝昌利教育長。
- ○大滝昌利教育長 蒲生吉夫議員のご質問4点についてお答えをしたいと思います。

まず1点目ですが、板図を市宝に指定した経 過とその後の取り扱いについて教育委員会とし てどう取り扱ったということですけども、平成 19年の11月、古代の丘資料館のテーマ展で笹野 観音堂図面と板図の展示をしたところ、山形新 聞にも記事として掲載されました。そのころ、 米沢市の幸徳院、笹野観音堂ですね、開基1200 年祭が計画されていたため、板図借用の問い合 わせがありました。板図は、建設現場で使用さ れていると廃棄される場合が多いということで 資料的にも価値も高いということから、平成21 年の3月3日開催の文化財調査会で協議をして いただき、市宝として指定することといたしま した。その後、平成21年の3月17日付で所有者 の渋谷嘉蔵氏から承諾書をいただき、平成21年 3月27日開催の定例教育委員会で笹野観音堂図 面2面を歴史資料の部の市宝に指定いたしまし た。

内容は昭和48年、先ほどもありましたけども、 5月22日付で典籍の部市宝の指定を行った笹野 観音堂図面1軸を歴史資料の部へ部門変更を行 い、板図1面を追加指定するというものです。

指定後の動きですが、本年7月、笹野観音堂 開基1200年祭事業の一環として絵図、板図、尺 杖の展示が行われました。

板図の保存についてですけども、墨でかかれた線や朱色の線が薄くなっているので、直射日光の当たらないところでの保管をお願いをしています。現在は蔵の中に保管されているということをお聞きしています。

-50-

市民への広報については、市報の文化財紹介 コーナーを使って行うように考えています。ま た今後、新たな市宝の指定などがあった場合は 告示後、速やかに市報や市のホームページを通 じてお知らせするようにしたいというふうに思 っています。

2番目、規則なので例規集の加除はしなかったのかということですが、3月の定例教育委員会で議決をいただいた後、3月31日付で告示を行いましたが、総務・文教の方にも報告をしませんでした。その後、直ちに例規集の加除に反映させるために総務課に通知すべきでしたけれども、おくれたために6月に掲載されませんでした。10月1日現在での加除が予定されておりますので、その際に例規集に掲載されるように手続を行っております。事務手続がおくれて申しわけなく思っているところです。

3点目の個人所有の市宝の管理についてですけども、市宝の管理は基本的には所有者が行うことになっておりますが、管理上の問題などから市への寄託の申し出があれば受け入れております。現在、指定の文書1件は寄託を受けて保管をしているところです。

4点目、所有者名や住所などがかわったところは速やかに変更する必要があるのではないかというご質問ですが、議員のご指摘のとおり市宝の指定を行った後、所有者などが変更となったものがあることは承知しております。文化財保護条例の規定では市宝の所有者や所在の変更、滅失、毀損などがあった場合は所有者が教育委員会に届け出ることになっております。今後、市宝の指定状況を精査して変更届を提出いただく必要があるものについては、所有者と連絡をとりながら届け出をしていただくようにしてまいりたいというふうに思っているところです。

もう1点、尺杖をなぜ市宝としなかったのか というご質問もありましたけども、文化財調査 委員会の方でもいろいろ検討をさせていただき ました。今、渋谷嘉蔵さん宅の尺杖の長さは8.43メートル、28尺、通常は4メートルの尺杖なんだそうで、なぜその尺杖が長かったのかとか、また尺杖に墨で書いてある「天保14年笹野観音堂建設に使った尺杖 2代目渋谷嘉蔵」とありますけども、その文章が古い時代のものでないのでないかと。先々代が薄くなったから書きかえたという話もありますけども、そのときにそういう「使った」なんていう文章が使われたのか、その辺の調査をして、なお検討したいということで今回指定を見送らせていただいたという経過がございます。以上でございます。

- 〇町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。
- **〇船山祐子福祉事務所長** 蒲生吉夫議員のご質問 にお答えいたします。

保育料、児童センター使用料の連帯保証人に 関してのご質問で児童センター設置条例だけで なく、2つの規則も改正するのですかというご 質問でございますが、児童センター施行規則と 同様、保育園並びに学童クラブについても規則 を改正いたす予定でございます。

また、規則改正についてホームページに掲載 しておりませんけれども、このたびの児童セン ター設置規則につきましては条例改正とあわせ て深く関係しておりますので、議決されてから 掲載する予定でございます。以上でございます。

- 〇町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。
- ○17番 蒲生吉夫議員 連帯保証人の件については、6月の議会から頭にずっと置いてきたんです、私。いつ変えるのかというふうに思ってきたんですね。

その答弁によると、意外と速やかに変えるのかなと思って私は待っていたんですけれども。というのは私に、議会の中継を見た後電話もらったって、さっき発言したと思うんですね。その人だけでなくって、私に相談あったのはそんなインターネットで見るすべを知らない人なんですね。とっても探せないと、連帯保証人なん

-51-

て。市以外の人であれば、納税証明書ですね、 も添付しろなんてのはこんなことできっこない と。その用紙をもらったのが4月ごろもらった んじゃないですか、多分。それ、ずっと置いて きたもんですから、できるだけ早くそういう腹 を決めたんであったら、規則なわけだけから、 どうして早く連絡しないんだと私はそういうふ うに言ったんですよね。条例を決めてからと、 条例が一緒に規則の改定があるのでと、これじ ゃやっぱり理屈通らないです。

出せないでいる人はずっと悩んできてるわけ ですから、今答弁したような感覚っていうのは 極めて役所的な感覚。やっぱりそこは何分でも 早く連絡してやるべきですよ。そこが私は質問 の中で言っていた政治姿勢の問題だよというふ うに言ってるんですね。インターネット見てて 確認したっていう人は多分、今の答弁で確認す るんだと思います。それ以上、ここは進めない ですから、これ以降規則のところで変えるとき だってもうそれなりのシステムにのせてすると いうことでありますので。というのは、市長の ところに規則改定の案文が上がったときには、 市長は一通り目を通すしかないんですよ。周辺 の法律まで全部確認するなんていう作業は市長 できないでしょ。だから、所管課の方でしっか りとここは検討しなければならない部分だと思 います。こんな理屈通ったら、児童虐待で逆に 訴えられますよ。そうでしょ。だから、そんな に簡単な問題じゃないぞというふうに言ってる わけでありますね。

きょうの市長と福祉事務所長の答弁で了とし たいというふうに思います。

笹野観音のところで、ちょうど私行ってきたときにこんなパンフレットもらってきたんですよ。大変いいパンフレットですね。これ、ホームページが載っていまして、職員の岩崎さんが講演に行ったりなんかしてるんですね。ちょうど私は渋谷嘉蔵さんのところに行ったときにの

ぼり旗が立っていたんで、天地人という言葉も 多分入ってると思います。この笹野観音創建 1200年祭と、こののぼり旗がうちの前に立って いたんで、これいつまでって聞いたらあさって までということなもんですから、急いで私行っ てきたんですね。そういうふうに行かないと気 づかないんですよ。行って初めて私は板図も市 宝にしたっていうふうに聞いたんですね。やっ ぱり私は議員だなんて知らせないで、その和尚 に話聞いたからいいんですけども、「議員であ っても知らないのか」とこういうふうに言われ るところですよね。とても私は、そこは恥ずか しい思いをしてきたんです。そこの和尚という のは何て人か私わかりませんが、多分ここでな った人であるとすると、平成15年になった最後 の現住職って書いてあるんですけども、酒井さ んていう方ですね、酒井龍晃さんていう方。そ のホームページもすばらしいホームページがで きてます。

すぐさまにでも長井市にあれば、そのまま市 宝になるぐらいの建物だというふうに私は思い ますね。それ見ていくと、とても詳しく書いて あるんですよ。彫り物一つ一つがすばらしいん ですね、よく見ていくと。その彫り物は、その 住職が言うには、庄内の方の方で渋谷嘉蔵棟梁 と庄内の方が組み合わせでセットで仕事をそう いうところをしてきてるんだと。置賜的にいう と赤湯の熊野大社の彫り物なんかはやっぱりそ の二人でつくったもんなんだというふうなこと なんかも説明をしてくれたんですよ。私、やっ ぱり米沢市としてここ指定文化財にしたのは遅 いんですよね。看板に書いてあるのを私、写し てきたんですけども、平成19年3月16日に米沢 市指定文化財、笹野観音堂っていうふうにした んですね。

そういう意味では、長井の文化財調査会の調 査能力というのは結構やっぱり高い評価をでき ると思うんですね。そういう意味では、先に指

-52-

定した掛け軸にしてある図面よりは、確かにあれには3間分しかかいてないんですよ、奥行きですね、奥行き3間です。私、横の方からも写真撮ってきたからわかるんですけども、柱3本分しかかいてないんですよ。できた観音堂は4間分なんですね、柱4本あるんですよ。だから、今回そっちの方を市宝にしたっていうのは、私は正しい判断なのではないかなと思いますけれども、やっぱりほかの方法はちょっと問題じゃないですかね。

今、その図面の方も大事なわけで飾ってある のを見ると、掛け軸ですから上にひもがあって 横にやわらかい竹のようなもんだと思いますけ ど、何か材料わかりません、そっから図面があ って一番下に重い棒がついてますね。ひもでつ ってっところ、しなってんですよ、上の方があ あやって展示するだけでリスクが大きいわけで すね。多分朽ちってきてると思うんですよ、上 の方は特に。要するにずっと巻いてありますの で、一番上の方が一番最後に巻かれますので、 光が当たるんだと思いますね。箱の中に入れる 前のあたりかもしれませんが、やっぱりここは 基本的には所有者が直すようになってるってい う今、答弁ですよね。私、ちょっと違うんでな いかなと思うんですね。条例の中にはそういう ものを教育委員会として直せるように条例化さ れてますよね。何条か忘れました。そうじゃな いですか。そこは、私は教育長の責任でちょっ と答弁もう1回お願いしたいなと思ってるとこ ろです。そのままには私はしておけないような 気がするんですね。私、この前久しぶりに見た んですけども、そこについていかがでしょうか。

〇町田義昭議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 文化財の管理については、文 化財保護条例で、もしも修理とか管理の場合に 予算の範囲内で補助金を交付することができる というのがあります。文化財保護事業費補助規 程というのがあって、その中でも10万円以上 200万円を限度として修理、管理に補助金を出すことができるというふうにはなっていますけども、どういうふうに管理していくかという問題もあると思うんですが、今現在の管理してる場所が、例えば長井市でそれを引き受けてどこかに管理するとなっても、長井市内には湿度、温度を調整するそういう施設ありませんので、教育委員会として考えられる場所が今の保管場所よりもいいかどうかという検討も必要ですし、また何かあった場合の補償問題なんかも協議しなければならないということになってくるんだと思います。この辺については、なお検討していかなきゃならないなというふうに考えているところです。

〇町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 確かにそうなんですよ。 預かっていれば、火災も考えられないわけでは ないですしね。というのは、もともと母屋の方 に置いてたらしいですよね、この物が。私が見 に行ったときには前もみ倉として使っていたと ころですね、もみ倉っていうのもネズミたくさ んいるんですよ、そこに保管してたんですよ。 なぜそこかというと、母屋の方が火災になった ことがあるらしいですね。やっぱり焼けては大 変だっていうんで、もみ倉の方に持っていった みたいですね。

今の答弁だと、今度蔵の方に持っていったっていう答弁ですけれども、そういうものっていうのは時間とともにどんどんやっぱり劣化するっていうのが当たり前で、図面入っていた箱は多分1間ちょっとあると思うんですね、あの図面は。巻物にしてこれぐらいの大きさの箱にして、それに入れてあると思いますが、ネズミなんか入らないようにすればいいなと思いますし、板図についてはこういうことでした。

この雑然ともみ倉の戸をあけて左側に飾って あったんですよ。そこは光の当たるところであ りましたので、黒い線は少し見えるけれども、

-53-

+

赤い線はもっと見えないわけですね。これ、市 宝にもなってないし、どこそこの大工さんに頼 んで墨入れし直してもらおうかなと、意外と簡 単ですよ、あの所有者というのは。それじゃ困 るわけでしょ。だから、今やっぱりそうやって 現存して、いい状態で残ってるわけですね。そ こはやっぱり手だてする必要あるんじゃないで しょうかねということなんですよ。それぐらい の米沢にある建物で、その棟梁が使ったものと 図面が長井にあるなんて、やっぱりすごいこと でしょ。それを大体建物がつくってから120何 年になるんじゃないですかね。これは書いてな いな、創建しか書いてないですから書いてない、 何年かちょっとわかりません。代々その棟梁が 使ってきたやつを引き継いで残してきたってこ とそのものが、やっぱりすごいことだと思うん ですね。普通寺だとか神社というのは、そこの 住職がかわったりなんかしてもそれは残してき ますよ、普通。だけども、個人のうちでそれ残 していくというのはいかにリスクがあるかって いうのはありますし、そこはやっぱりきちっと 相談をしながら、最良の方法をとっていく必要 あるんじゃないでしょうかということです。多 分図面も裏地をするってのは、そんな簡単なこ とではなくって結構な費用かかるんだと思いま すけれども、ちょっとその必要性、私感じてる んですけども、そこはどうでしょうか。

〇町田義昭議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 原則的にはさっき所有者の管理ということを申し上げましたけども、もしもきょう相談があった場合にはやっぱり協議をしながら、たださっきも言ったようにいろんな問題もありますけども、その辺もクリアできることであれば、検討したいというふうに思います。

〇町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

〇17番 蒲生吉夫議員 市長にお伺いいたしますが、指定管理者制度を導入するのに、要するに利用料金を市が責任を持ってこれまで同様、

集めていくっていうことの答弁をいただきました。いただきましたが、滞納処分やなんか指定管理者制度なった方ではできないと、だから市が責任を持って集めるんだという理屈だと思いますね。だけど、ちょっと違うんでないかなと思うんですね。民間の事業者ですよね、民間の事業者。

認可保育園にするときもそうでした。認可保育園にしたら、そこの保育園では滞納者が出てきたっていうでしょ。これ、どうしてだと思いますか。公的なところで集めるものは税金と同じように考えて少々おくれたって問題ないと、こういう意識が働くんじゃないでしょうかね、残念だけども。逆に指定管理者としてするんであったら、これは民間の事業者だと、間違いなく取らなきゃいけないというふうになると私は思うんですね。指定管理者制度の一番いいところ、私はそこだと思うんですね。

一定度、使用料を勝手に決められても困るし、 そこは決められないようにちゃんと枠をはめて るようですけど、延長料金も上限1,500円とい うふうにしてるようですけども、ここの部分は 金額が大したことないから集めるっていうふう になるのかな、それは。自由来館型っていうこ となので、施設の使用料なんですね。自由来館 型というのは子育てする場所を、そこを貸すか ら使用料を払ってくださいっていう意味なんだ と思いますね。保育士がそこにいればいいわけ なんですよね。すると、業務委託で例えば致芳 児童センターを指定管理者にしないとすれば、 人が足らなくなるから、指定管理者にしなけれ ばならないのだというふうに言ってますね、人 を採用しないから。

だけども保育だとすれば、保育士さん5人いるとすれば、単純に業務委託型で5人の保育士さんを社会福祉協議会に、非公募でするって言ってるわけだから、そこから来てもらえばいいだけの話。そこだけ一部業務委託すればいいん

- 1

じゃないですか。それで、どうして悪いかのということを私は協議会で聞いたんですよ。あんまりちゃんとした的を射た答えがなかったんで、今回市長にその答弁を求めたんですよ。保育士5人不足するようになったら、社会福祉協議会で施設管理と保育業務っていう部分だけを、一部業務委託ですから指定管理者でなくったって十分でしょ、全部を委託してはだめだっていうふうになってるわけですね。そこを聞いたんですよ。細部については、あとは福祉事務所長に常任委員会で聞きますから、いいです。そこだけでいいです、市長の方から。

- 〇町田義昭議長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** お答えいたします。

さきの部分はよろしいんですか。さきの徴収 業務の方はお答えしなくてよろしいんでしょう か。その一部業務委託っていう部分だけでよろ しいですか。

議員がお考えのようなやり方っていうのは可能だとは思います。しかし、それは果たして適切かどうかというふうに考えた場合、やはり派遣する側も結局きちっとした雇用をできるかどうかわかんないわけですよね。派遣ですから、一部。これから残念ながら保育士さんを雇用するっていうことは、かなり厳しいというふうに私は思ってます。

それはなぜかというと、定員適正化計画ということでもう既に2005年あたりから決めてるわけですよね。平成22年まで300名にすると、そうすると保育士さんを正職員で直営でやってくということはもうその時点で不可能だというふうに決めていたわけですから、私は必ずしもその指定管理者として今までずっと経過の中でこういう経過がなかったか、例えば8割方、9割方、保育士さんが直営でできるような正職員がいれば、やっぱりある程度1名ずつとか採っていけたんだと思うんですよ。

しかし、もう十五、六年も採ってないわけで

すよね。これから新たに雇用するには今度事務 職員を減らしていかないと、いわゆる定員適正 化計画は……。

(「減ってんじゃないのか」の声あり)

O内谷重治市長 いや、ですから、そういうこと なんで結局これから正職員、減っていくわけで すよ。そういった中で、じゃあ職員いずれにし ろ一部業務委託でずっと続けるとしたら、保育 士さんは採用しないと全員派遣してもらって管 理するんですか。それはそれこそ一部業務委託 じゃなくて全部業務委託じゃないですか。

(「言ってること違う」の声あり)

- **〇内谷重治市長** と私は思っております。
- 〇町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。
- ○17番 蒲生吉夫議員 市長にもう1回お尋ね いたしますが、保育の業務、例えば5人必要で あったら、5人の保育士の行う業務をそっくり 社会福祉協議会に委託するというのは、それは 一部業務委託ということでそれがいいんじゃな いですかと、それは指定管理者はないですよ、 一部業務委託なんですよ。指定管理者制度って いうふうに今回やろうとしてるけども、徴収業 務をしないなんていうのは指定管理者制度じゃ ありません、これは。それだけしないなんてと いうのは、大体それが指定管理者制度だと思っ ているとしたら、間違ってると思います。それ は私でなくて市長が間違っていると思います。 その意味では市の職員が足らなくなったら、そ れは保育士が必要なわけだから5人必要であれ ば5人、社会福祉協議会に今度採用しなきゃい けなくなるんですよね、今2人行ってようです けど、致芳児童センターに。5人のうち2人行 ってるようですけども、理屈同じでそこの部分 だけを社会福祉協議会に委託すればいいんじゃ ないですかと、こういう意味で言ってるんです よ。

(「今はできるかもしれない、将来的にできない」の声あり)

- ○17番 蒲生吉夫議員 いやいや、将来的にできるのはどうかなんていうのは指定管理者だって同じでしょ、それって。指定管理者っていうのは契約が変えるのは何年契約するかわかりませんが、3年かもしくは5年ぐらいの契約するのかもしれませんけども、そのたびに職を失うっていう考え方に立たなきゃいけないんですよ。だから、一部業務委託なんじゃないですかと。指定管理者っていう名前を使ったとしても、これは一部業務委託ですよ、名前はそうであっても。私はそこ言ってるんですよ。なので……。(「議長を通して言え」の声あり)
- **○17番 蒲生吉夫議員** そこの部分について、 もう1回答弁してください。

あと残りの細部については、常任委員会でしますので。

- 〇町田義昭議長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** 質問どういうふうに答えたらいいか、ちょっと私の方で理解不足でわかりませんので、福祉事務所長の方から答えさせます。
- 〇町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。
- **〇船山祐子福祉事務所長** お答えいたします。

管理業務だけでも業務委託をして社協からの派遣でもよいのではないかというふうなご質問でございますけれども、平成15年に改正されました地方自治法第224条におきまして市の指定施設運営は直営か一部業務委託か、または指定管理者の3つに限定されておりまして、児童センターの業務につきましては一部業務委託の範疇を超えるものと判断されることから、指定管理者が適正と思われております。

また、5人の保育業務ではその中に派遣の職員がいて市の職員がいてとなってくると、責任の所在がなくなるため、派遣ではなく指定管理者制度にすることが適当と思われます。以上でございます。

髙橋孝夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位4番、議席番号10番、 髙橋孝夫議員。

(10番髙橋孝夫議員登壇)

○10番 髙橋孝夫議員 私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております3点について順次質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようにお願いをしておきたいと思います。なお、質問内容が前の質問者と重複することもありますが、ご了承いただいてそれぞれご答弁をいただきますようにお願いいたします。

質問の第1は、市の保育計画についてです。 先月、平成21年度から30年度までの「長井市 保育計画」が策定をされ、議会にも配付になり ました。これは、本年3月に素案として示され たものにさらに検討が加えられ、成案となった ものと理解をしています。

私は、本年3月定例会予算委員会総括質疑で質問させていただきました。その時点では、「検討したい」という内容の答弁が多かったわけですが、今回の保育計画を見れば、伊佐沢児童センターと豊田児童センターの統廃合がなくなったことが素案とは異なる記述になったと感じたところです。

いただきました資料によりますと、5月から6月にかけて5施設で児童センターを語る会が開催されておりますし、7月には西根児童センターを除く4施設で保護者説明会が開かれ、7月31日には児童センター運営委員会を開催されるなどして得られた多くの意見や要望がそれなりに反映をされた結果と感じたところです。成案に至るまでに重ねられた取り組み、大変お疲れさまでございました。

そこで、以下質問項目に沿ってお伺いをいたします。